

令和5年9月

第9回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年9月13日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 本庁舎2階 会議室202

出席委員

1番	柳下 浩一朗	2番	小川 充
3番	染谷 文夫	4番	櫻井 守
5番	雨貝 洋子	6番	白石 悟
7番	對崎 徳男	8番	大野 博司
9番	石島 繁	10番	加園 秀信
11番	吉田 新一	12番	青木 道子
13番	飯岡 勉	14番	本橋 文男
15番	野堀 良夫	17番	遠藤 道夫
19番	飯野 和男	20番	市村 元則
21番	蛭原 昇	22番	坂入 誠

欠席委員

16番 飯島 孝一

出席農業委員会事務局職員

農業行政課	課長	天貝 雄一
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係長	今野 重彰
農業行政課	係長	廣引 康則
農業行政課	主査	大野 敏寿

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可について

議案第 3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

- 議案第 4号 現況証明の発行可否について  
議案第 5号 農地改良協議に対する同意について  
議案第 6号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第 7号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）  
議案第 8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について  
議案第 9号 令和6年度つくば市農地等利用最適化推進施策に関する意見要望（案）について  
議案第 10号 つくば市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の一部改正について  
議案第 11号 つくば市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について
- 日程第3 報告第 1号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第 2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
報告第 3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
報告第 4号 農地法第5条の規定による制限除外の農地の移動届について  
報告第 5号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第 6号 農地等の現況に係る照会に対する回答について

---

【午後1時30分 開会】

事務局（天貝課長）

大変お待たせをいたしました。総会の開会時間になりましたので、総会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、またお暑い中、令和5年第9回総会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日は、事務局長が市議会に出席してございますので、代わりまして進行のほうを務めてさせていただきます。

それでは、総会開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶をいただきたいと思います。

会 長（飯野 和男）

皆さん、こんにちは。お忙しいところ、御苦労様でございます。

本日は、第9回の農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜りまして、ありがとうございました。

現在、水田では稲も順調に実り、収穫作業の最中かと思えます。秋雨の影響で晴れ間の少ない日が続いており、お忙しい中とは思いますがどうぞよろしく願いいたします。

本日は、御苦労様でございます。

事務局（天貝課長）

ありがとうございました。

それでは、総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条に基づきまして会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

開議の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和5年第9回総会を開会いたします。

議事に入る前に、本日は傍聴人の方がいらっしゃいます。傍聴人の入室を認めます。

（傍聴人入室）

会 長（飯野 和男）

傍聴人の方に次のことをお願いいたします。つくば市農業委員会会議規則第26条に基づくと共に、つくば市議会傍聴規則第9条を準用いたしまして、撮影または録音等を行うことを禁止いたしますので、御了承をお願いいたします。

これより議事に入りますが、本日、議席16番飯島孝一委員より欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

本日の出席委員数は20名で、定足数に達していることから、令和5年第9回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

---

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席12番青木道子委員、議席13番飯岡 勉委員をお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局今野係長をお願いいたします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

---

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る9月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、水稻・野菜・芝を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号2番については、申請者は農業を開始するために申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号3番については、水稻・野菜・芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号4番については、水稻・野菜・芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

以上のことから、1番から4番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る9月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、耕作利便のため譲り受けるものです。

提出番号6番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、借入地を譲り受けるも

のです。

提出番号7番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、借入地を譲り受けるものです。

提出番号8番については、農業開始のため申請されたもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号5番から8番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る9月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号9番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号9番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る9月6日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号10番については、農業を開始するために申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号11番については、水稻、野菜、芝を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号10番から11番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る9月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号12番については、水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号13番については、農業を開始するため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号14番については、芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号12番から14番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、市村委員、お願いいたします。

市村元則委員

去る9月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号15番については、農業を開始するため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号16番については、水稲、野菜、クコの実を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号15番、16番については、農機具等を確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第1号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第1号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可については、許可することに決定いたします。

---

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、議案第2号については、議事参与の制限案件に該当しますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、對崎委員の退席を求めます。

（對崎徳男委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、豊里地区において調査を実施しておりますので、野堀委員より調査結果の報告をお願いいたします。

野堀良夫委員

去る9月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、第3種農地と判断いたしました。

申請者は、農業経営の多角化を図るため、農産物直売所用地として申請するものです。許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面を碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、販売用トラック1台、来客用駐車場6台分のスペースを確保する予定で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号1番については、一般基準を満たしており、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第2号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第2号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可については、原案のとおり許可することに決定いたします。

對崎委員の復席を求めます。

（對崎徳男委員 復席）

---

議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る9月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で不動産を営む法人です。今般、申請地を取得し、建築条件つき売買予定地として8区画を販売する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号2番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号3番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内に本店を置き、申請地の近隣に支店を置く土木工事業を営む法人です。現在、支店の近隣で利用している既存の資材置場について、土地所有者から返却の申出を受けたことから、申請地を新たに借り受け、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、出入口には金属チェーンを設置、通路部分を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理の上、建設機械置場と単管パイプ、砕石などの資材置場に加え、駐車場7台分のスペースを確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号4番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地に居住している会社員です。勤務する会社の業務で2tトラックを使用することが多く、現在の自宅敷地にトラックを駐車するスペースがないことから、申請地を取得し、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をコンクリートブロックと木柵フェンスで囲い、駐車場を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理の上、トラック駐車場1台分と来客用の駐車場2台分のスペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

なお、申請地の一部は高低差の都合でのり面仕上げになることから、使用できるのは土地の一部となっております。

提出番号5番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家に家族で住んでおりますが、手狭になってきたため、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号6番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、家財道具が増え手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号7番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く、太陽光発電設備工事業等を営む法人です。申請者は、現在、県南地区を中心に複数の太陽光発電設備の設置工事を計画しており、今後も継続的に年間10件程度の設置工事が見込まれることから、現場に近い申請地を取得し、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、場内を整地し、雨水は敷地内浸透処理の

上、太陽光パネル、ケーブル、スクリークイなど、太陽光発電設備に関する資材を置く計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号8番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家において3世帯で暮らしておりますが、子供も生まれ手狭になってきたため、申請地を祖父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号1番から8番については、一般基準に適合の上、第1種農地と第2種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

9月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号9番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で電気工事業を営む法人です。今般、利便性の向上と経営規模の拡大のため、既存の資材置場を売却し、新たな資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、作業車4台、高所作業車1台、バックホー1台、電柱50本、電線100ロール、その他資材を置く予定です。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄う予定です。

提出番号10番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、県外に本店を置く、IT事業を営む法人です。今般、事業の多角化を図るべく、新たに食品加工事業を開始するため、申請地を借り受け、食品を加工製造するための作業所用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、作業棟1棟を建築し、漬物等の製造を行う計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号11番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、県内で不動産業を営む法人です。今般、売買により申請地を取得し、建売住宅1棟を販売する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号12番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号9番から12番については、一般基準に適合の上、第2種農地及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、

なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る9月6日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号13番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を父より借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号14番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、マンションに住んでいますが、手狭になってきたため申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号15番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたことから、申請地を父より借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号16番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内で建築工事業を営む法人です。現在、既存で利用している資材置場について、土地所有者から返却の申出を受けたことから、申請地を新たに借り受け、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、資材保管用コンテナ8基、コンクリート2次製品1500基、足場等の仮設資材200基、砕石80m<sup>3</sup>、普通自動車6台分の駐車スペースを確保する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号17番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産業を営む個人事業者です。今般、アパート経営による資産の安定を図る目的として申請地を取得し、共同住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号18番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号19番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、全国的に展開するコンビニエンスストアを経営する法人です。今般、事業拡大のため既存の店舗を解体し、来客用駐車スペースの拡張と併せて、新たな店舗を建設す

べく申請するものです。

許可後の利用方法は、店舗1棟、物置1棟を設置の上、駐車場35台分を確保する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号13番から19番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、市村委員、お願いいたします。

市村元則委員

去る9月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号20番については、農地区分は第2種及び第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で自動車整備業を営む法人です。今般、既存で使用している修理車両の保管スペースが不足しており、事業に支障を来していることから、申請地を借り受け、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を木柵で囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車5台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号21番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産業を営む法人です。今般、申請地を取得し、建築条件つき売買予定地として2区画を販売する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号22番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で不動産業を営む法人です。今般、売買により申請地を取得し、建て売り住宅1区画を販売する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号20番から22番については、一般基準を満たしており、第2種農地及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第3号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

対崎委員、お願いします。

對崎徳男委員

豊里地区の對崎です、提出番号14番ですが、議案第1号の提出番号10番の方と同一人物だと思われませんが、これは分筆されて、議案第1号は農地として取得、議案第3号は住宅地への転用となることでよろしいでしょうか。

議 長（飯野 和男）

それでは、事務局のほうでお願いします。

事務局（廣引係長）

お答えいたします。

こちらは、1つの筆を分筆し、片方を自己用住宅用地とし、残地となる部分を農地法第3条で申請されている状況です。

對崎徳男委員

ありがとうございました。

議 長（飯野 和男）

そのほかに何かございますか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第3号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可については、許可することに決定いたします。

---

議案第 4 号 現況証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 4 号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。  
事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第 4 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る 9 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、不耕作より山林状態であり、再生利用が困難な状況となっております。

以上のことから、提出番号 1 番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る 9 月 6 日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号 2 番については、不耕作により山林状態となっており、再生利用が困難な状況となっております。

以上のことから、提出番号 2 番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る9月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、平成12年頃より資材置場及び進入路として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号4番については、平成5年以前より居宅並びに豚舎として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号3番、4番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、市村委員、お願いいたします。

市村元則委員

去る9月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、平成13年頃より宅地として利用しており、現在も同様の状況となっております。

提出番号6番については、平成15年頃より車両置場として利用しており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号5番、6番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第4号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

雨貝委員、お願いします。

雨貝洋子委員

大徳地区の雨貝です。提出番号6番についてお聞きします。過去に水田だった土地が、20年以上車両置場として利用されているということですが、盛土等の行為はなされているのでしょうか。

議 長（飯野 和男）

それでは、事務局のほうでお願いします。

事務局（大野主査）

お答えいたします。

現況については確認しておりますが、過去に水田として利用されていたか否かの確認はしてございません。また、盛土された時期についても把握してございません。

以上でございます。

雨貝洋子委員

ありがとうございます。わかりました。

議 長（飯野 和男）

そのほかに何かございますか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

ないようですので、これにて議案第4号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

---

議案第5号 農地改良協議に対する同意について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第5号 農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第5号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、桜地区において調査を行っておりますので、市村委員より調査結果の報告をお願いいたします。

市村元則委員

去る9月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、耕作利便性の向上を図るべく、低地解消を目的とした盛土をするものです。沼崎地内にある山林の土を用いて盛土する計画で、盛土完了後も芝畑として作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番については同意しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第5号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第5号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号について、市村委員報告のとおり、同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 農地改良協議に対する同意については、原案のとおり同意することに決定いたします。

---

議案第6号 農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議 長（飯野 和男）

次に、議案第6号 農用地利用集積計画の決定について及び議案第7号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を一括して議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、議案第6号及び第7号を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

それでは、議案書16ページになります。

議案第6号 農用地利用集積計画の決定について及び議案第7号 農用地利用集積計画の決定（農地中間管理事業）について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和5年8月17日付及び令和5年8月18日付で、農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、内容について御説明いたします。

議案第6号、提出番号1番、豊里地区で5年間の賃借権を設定するものです。

以降、提出番号3番まで議案書記載のとおり、豊里地区2件、谷田部地区1件となります。

続きまして、議案書17ページ、議案第7号になります。

提出番号1番、谷田部地区で10年間の使用貸借権を設定するものです。

以降、提出番号9番までのとおりとなり、谷田部地区3件、筑波地区6件となります。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共はないようですので、これにて議案第6号及び議案第7号に対する質疑を終結します。

これより採決いたします。

議案第6号及び議案第7号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号及び議案第7号の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定いたします。

---

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案書20ページになります。

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和5年8月18日付で農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号1番、谷田部地区で7年8か月間の賃借権の設定を行うものです。

なお、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものです。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第8号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第8号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、異議なく承認することに決定いたします。

---

議案第9号 令和6年度つくば市農地等利用最適化推進施策に関する意見要望（案）について

議長（飯野 和男）

次に、議案第9号 令和6年度つくば市農地等利用最適化推進施策に関する意見要望（案）についてを議題といたします。

本案については、農業政策専門委員会で審議しておりますので、蛭原委員長より報告をお願いいたします。

蛭原 昇委員

農業政策専門委員会において、議案第9号 令和6年度つくば市農地等利用最適化推進施策に関する意見要望（案）についてを説明いたします。

こちらは、委員及び推進委員の皆様より提出いただきました意見を基に、8月30日及

び本日開催した本委員会において協議を行い、原案として決定いたしました。

意見要望の項目は、農地の保全と有効利用対策、新規参入の促進、持続可能な地域農業の確立及びその他の4項目となりました。それぞれの項目に対する意見要望の内容につきましては、議案書に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

なお、総会で可決された上は、10月上旬までに市長へ提出予定です。

以上で説明を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

ただいま蛭原委員長より報告がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第9号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第9号 令和6年度つくば市農地等利用最適化推進施策に関する意見要望（案）については、原案のとおり決定いたします。

---

議案第10号 つくば市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の一部改正について

議長（飯野 和男）

次に、議案第10号 つくば市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の一部改正についてを議題といたします。

それでは、事務局の提案説明を求めます。

事務局（今野係長）

議案第10号 つくば市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の一部改正について、御説明をいたします。

つくば市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱につきましては、農業委員会が推進委員の委嘱に当たり、必要な事項を定めております。

別紙で机上にお配りしている議案第10号資料を御覧ください。議案第10号資料というものをお配りしているかと思えます。表紙カラーというか、赤白に書いてあるものになります。向かって右側が改正前、左側が改正後の表となっております。

今回、第4条で推進委員候補者の資格について定めるもので、(1)として、農業委員会法第8条第4項で定めている「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」と「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者」、(2)として、「つくば市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者」は、候補者の資格がないことをここで規定いたします。

これまでも、選考の際には暴力団等に関係していること等は確認をしておりましたが、該当者には応募資格が初めからないということを、委嘱に関する要綱に追加をするものでございます。

次に、第5条第2項で、推薦及び応募用書類の様式に、農業委員会が別に定める書類を添付する規定を追加いたしました。

具体的には、次のページで、お配りしている第10号資料の2枚目の宣誓書、こちらをつけて提出いただくこととしております。

以上が改正の内容でございます。以上で説明を終わります。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第10号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第10号を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第10号 つくば市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

---

議案第11号 つくば市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について

議長（飯野 和男）

次に、議案第11号 つくば市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（今野係長）

議案書24ページとなります。

議案第11号 つくば市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について、御説明いたし

ます。

つくば市農業振興地域整備促進協議会は、良好な営農条件を備えた優良農地を長期的に保全、確保することを目的として、市が定めたつくば市農業振興地域整備計画の変更について審議する協議会です。具体的には、農用地区域からの除外または農用地区域への編入申請が来た案件について、各地区ごとに調査し、全体会議で変更についての意見決定等を行っています。

今回、委員の任期満了に伴い、市長より農業委員の中から7名、協議会委員の推薦を求められております。8月30日に開催した運営委員会で協議をした結果、これまでどおり会長及び各地区の世話人である飯島委員、坂入会長職務代理者、吉田委員、小川委員、遠藤委員、蛭原委員を推薦することになりましたので、報告いたします。

説明は以上となります。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第11号に対する質疑を終結します。

これより採決いたします。

議案第11号については、事務局説明のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第11号については、事務局説明のとおり、飯島孝一委員、坂入 誠委員、吉田新一委員、小川 充委員、遠藤道夫委員、蛭原 昇委員、私、飯野和男を推薦することに決定いたします。

---

議 長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から6号についてですが、内容は議案書25ページから52ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第6号について、質問等ございませんか。

大丈夫ですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、報告第1号から報告第6号について終了いたします。

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

---

その他

議長（飯野 和男）

その他報告ですが、今年度実施する農家後継者結婚支援事業について、農業担い手対策専門委員会の野堀副委員長より報告をお願いいたします。

野堀良夫委員

去る7月に開催した農業担い手専門委員会において、今年度の農業後継者のための結婚支援事業の具体的な内容について協議をいたしまして、日時等を決定いたしました。

現在参加者を募集しておりますが、申込者は0人と事務局より伺っておりますので、委員の皆さんの中でもお知り合いの方がおりましたら、御案内のほどよろしくをお願いいたします。その他については、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（大野主査）

それでは、御説明のほうをさせていただきます。

委員の皆様のお手持ちの資料の中に、資料1というものが入っているかと思えます。こちらのほうに基づきまして、御説明のほうをさせていただきます。

今年度の農業後継者のための結婚支援事業として、市内のレストランを貸し切り、カップリングパーティーを行うことに決定いたしました。

開催日時につきましては、令和5年11月18日土曜日の12時からになります。開催場所は、つくば市二の宮3丁目の「イタリアンダイニング エレガンス」というレストランで、12時から14時の2時間、こちらのほうを貸し切って行います。

対象者につきましては、男性が、20歳以上の独身の方でつくば市在住もしくは在勤の農業関係者または農業に興味ある方、女性につきましては、市内外問わず、20歳以上の独身の方でございます。定員につきましては、各々10名を予定しております。参加費につきましては、男性が3000円、女性が1000円でございます。

申込方法なんですけれども、こちらのほうにつきましては、いばらき電子サービスからの申込みになります。ホームページ上においては、9月1日から募集を開始しており、申込み締切日は11月10日金曜日でございます。それに併せまして、「広報つくば」のほうにつきましては10月号、それと、生活情報紙「プレステン」にカップリングパーティーについての掲載を予定しております。

事務局の説明は以上になります。よろしく申し上げます。

---

閉会の宣告

議長（飯野 和男）

これをもちまして、令和5年第9回総会を閉会いたします。

【午後2時45分 閉会】

---

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員